

令和7(2025)年度

## 栃木県高等学校等修学資金の貸与を希望する皆さんへ

栃木県では、令和7(2025)年度の高等学校等修学資金の貸与者を募集しています。  
この修学資金の貸与を希望する方は、貸与の対象や返還方法等を十分御理解の上、申請してください。

### 【注意】

- 修学資金はあなた自身が「借りる」ものです。
- 貸与を受けるのは生徒本人で、返還義務も本人にあります。
- 原則、貸与を受けた金額は、将来、全額返還が必要であることを十分理解した上で、申請するようにしてください。



## ■第1 貸与申請の受付■

### 1 申請書の提出期限及び提出先

提出期限：令和7(2025)年6月16日(月)まで  
提出先：在学する学校の担当の先生

### 2 貸与の対象

次の(1)～(4)のすべてに該当する生徒です。

(ただし、前年度の借受者で進級できなかった生徒は貸与対象外です。)

- (1) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学する者
- (2) 申請者又は申請者の生計を主として維持する者が栃木県内に住所を有すること
- (3) 経済的理由により修学が困難な者(今年度又は前年度に次のいずれかに該当する者)
  - ア その者の属する世帯が生活保護法に基づく生活保護を受けた者
  - イ その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が非課税とされた者
  - ウ その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が減免された者
  - エ その者の属する世帯の総収入額が収入基準額の1.5倍以下の者  
(欄外「※判断方法」参照)
- (4) 次のいずれの資金の貸与も受けていない者
  - ア 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金
  - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する修学資金
  - ウ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費
  - エ 公益財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金

※判断方法(上記の(3)エに該当する場合)

- 別表1「収入基準額表(年額)」(P7～8)に基づき作成する「修学資金に係る収入額・収入基準額調書」(要綱別記様式1)(P12)により判定します。
- 収入基準額は、世帯の住所地(市町村)や世帯員の年齢構成や人数等により異なりますので、別表2「標準世帯の収入基準額」(P9)を参考にしてください。
- 「修学資金に係る収入額・収入基準額調書」の記入例1・2(P10～11)を参照しあなたの「修学資金に係る収入額・収入基準額調書」(P12)を作成することで、貸与対象の適否を予め判断することができます。

※ 収入基準額の1.5倍を超える場合は貸与の対象になりません。

### 3 貸与の金額(月額)

※無利息

国公立の高等学校、高等専門学校		私立の高等学校	
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

#### 4 貸与の期間

修学資金貸与の契約は1年間です。

前年度までの借受者で今年度も貸与を希望する場合は、継続申請をしてください。

#### 5 申請に必要な書類（書き方は4ページ「第5」の項目を参照）

(1) 「栃木県高等学校等修学資金貸与申請書」（規則別記様式第1号）

(2) 世帯の総収入等を証明する書類等

申請資格		添付書類	
ア 生活保護世帯		・「生活保護決定通知書」の写し	
イ 市町村民税 非課税世帯	① 同一世帯員 全員分	・市町村民税「本年度分課税証明書」(市町村長発行)※1 (収入・所得及び住民税の課税の有無・額等が記載されている証明書)	
	② 世帯内で 該当する者の分	給与所得者 年金所得者	・前年分「源泉徴収票」の写し
給与・年金以外 の収入がある者		・前年分「確定申告書(控)」 (税務署等の受付を確認できるもの※2) ※e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」を添付 すること ※税務署等の受付を確認できない場合には、「確 定申告書(控)」と市町村発行の「所得証明書」	
ウ 市町村民税 減免世帯	① 同一世帯員 全員分	・市町村民税「本年度分課税証明書」(市町村長発行)※1 (収入・所得及び住民税の課税の有無・額等が記載されている証明書) ・市町村民税減免を証明する書類	
	② 世帯内の 該当する者の分	給与所得者 年金所得者	・前年分「源泉徴収票」の写し
給与・年金以外 の収入がある者		・前年分「確定申告書(控)」 (税務署等の受付を確認できるもの※2) ※e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」を添付 すること ※税務署等の受付を確認できない場合には、「確 定申告書(控)」と市町村発行の「所得証明書」	
エ 総収入額が 収入基準額の 1.5倍以下の 世帯	① 同一世帯員 全員分	・市町村民税「本年度分課税証明書」(市町村長発行)※1 (収入・所得及び住民税の課税の有無・額等が記載されている証明書)	
	② 世帯内の 該当する者の分	給与所得者 年金所得者	・前年分「源泉徴収票」の写し
		給与・年金以外 の収入がある者	・前年分「確定申告書(控)」 (税務署等の受付を確認できるもの※2) ※e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」を添付 すること ※税務署等の受付を確認できない場合には、「確 定申告書(控)」と市町村発行の「所得証明書」
同一世帯内に障 害者がいる場合	・その者の「障害者手帳」 又は「国民年金証書」の写し		

※1 マイナンバー活用申出書（要綱別記様式2）を提出することにより市町村発行の課税証明書に代えることができます。希望する方は学校の担当の先生から書類をもらってください。

※2 書面で確定申告した場合は、国税庁の申告書等情報取得サービスや保有個人情報の開示請求などで取得した受付事実を確認できる「確定申告書(控)」を提出してください。なお、e-Taxで確定申告した場合は、「受信通知」を添付いただき受付事実の確認を行います。

(3) 「誓約書」（規則別記様式第2号）連帯保証人2名の印鑑登録証明書を添付

※ただし、継続申請の場合は提出不要

(4) 「承諾書」（要綱別記様式3）

(5) 「口座振替依頼書」（要綱別記様式4）

#### 6 継続申請の提出書類

前年度以前の借受者で今年度も継続して貸与を受けようとする方も、前項5(申請に必要な書類)の書類を提出してください。

なお、(1)の申請書に代えて「栃木県高等学校等修学資金継続貸与申請書」(規則別記様式第3号)を提出してください。(3)「誓約書」は提出不要です。

## ■第2 貸与の決定及び通知■

選考委員会の選考を経て貸与者を決定します。

結果は、学校及び本人に直接通知します。

なお、希望者が多いときは貸与の対象条件を満たしていても採用されないことがあります。

## ■第3 貸与の条件等■

### 1 修学資金の交付

修学資金は4月から翌年の3月までの1年間分を4回にわけて、3カ月分を一括して口座振込により交付します。交付の時期は概ね以下のとおりです。

交付の時期	交付する修学資金
令和7(2025)年 8月末	4月～ 6月分
令和7(2025)年 9月末	7月～ 9月分
令和7(2025)年12月末	10月～ 12月分
令和8(2026)年 3月末	1月～ 3月分

### 2 貸与の解除

借受者が、次のいずれかの項目に該当する場合は貸与契約を解除します。

- (1) 高等学校等に在学する生徒でなくなったとき
- (2) 借受者及びその生計維持者の両方が栃木県に住所を有しなくなったとき
- (3) 経済的理由による修学困難でなくなったとき
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構等の学資貸与金等の貸与を受けることになったとき
- (5) 修学資金の貸与を辞退したとき
- (6) その他、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

### 3 貸与の休止

借受者が、次のいずれかの項目に該当し、初日から末日までの期間に1日も出席しなかった月(初日から末日までが休業日の月を除く)は、貸与を休止します。

- (1) 休学したとき
- (2) 停学の処分を受けたとき
- (3) 長期にわたって欠席したとき
- (4) 進級又は卒業することができなかつたため同一学年の年次を重ねて履修するとき
- (5) 単位制高等学校において単位数の修得状況が年間18単位数に達しなかつたとき  
※ただし、入学後における単位数の修得状況が当該高等学校において定められた卒業までに修得させ単位数を4年以内で修得し卒業に至ると認められる場合は休止しません。
- (6) 通信制課程に在学する借受者が、受講資格を失ったとき  
※ただし、面接指導を受けなかつたことによる休止はありません。

## ■第4 返 還■

### 1 返還利息

無利息です。ただし、返還を延滞したときは、延滞金を払わなければなりません。

延滞金は、延滞している修学資金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに1.5%の割合を乗じた額です。

### 2 返還方法

借受者は、貸与期間の終了日(貸与契約が解除された場合には、解除された日)の属する月の翌月から6カ月を経過後、月賦、半年賦又は年賦の均等払いのいずれかの方法により返還しなければなりません。繰り上げ返還又は一括返還も可能です。

#### ※未納がある場合

未納の状況によっては、民間の債権回収会社に未納金回収を委託します。

### 3 返還の期間

貸与を受けた修学資金の額	返還期間
20万円以下	6年
20万円超70万円以下	10年
70万円超90万円以下	12年
90万円超110万円以下	14年
110万円超130万円以下	15年
130万円超150万円以下	16年
150万円超170万円以下	17年
170万円超190万円以下	19年
190万円超	20年

### 4 返還例(3年間継続して貸与を受けた場合)

#### (1) 月賦均等返還例

種別	通学別	貸与月額	月数	貸与総額	返還額	回数	年数
公立	自宅	18,000円	36月	648,000円	5,400円	120回	10年
	自宅外	23,000円	36月	828,000円	5,750円	144回	12年
私立	自宅	30,000円	36月	1,080,000円	6,420円	168回	14年
	自宅外	35,000円	36月	1,260,000円	7,000円	180回	15年

#### (2) 半年賦返還例

種別	通学別	貸与月額	月数	貸与総額	返還額	回数	年数
公立	自宅	18,000円	36月	648,000円	32,400円	20回	10年
	自宅外	23,000円	36月	828,000円	34,500円	24回	12年
私立	自宅	30,000円	36月	1,080,000円	38,570円	28回	14年
	自宅外	35,000円	36月	1,260,000円	42,000円	30回	15年

#### (3) 年賦返還例

種別	通学別	貸与月額	月数	貸与総額	返還額	回数	年数
公立	自宅	18,000円	36月	648,000円	64,800円	10回	10年
	自宅外	23,000円	36月	828,000円	69,000円	12回	12年
私立	自宅	30,000円	36月	1,080,000円	77,140円	14回	14年
	自宅外	35,000円	36月	1,260,000円	84,000円	15回	15年

(10円未満の端数の額は最終回に加算します。)

### 5 返還猶予及び免除

事由により返還の猶予や免除が認められることがあります。

## ■第5 申請書等の書き方等■

#### 1 「栃木県高等学校等修学資金貸与申請書」(規則別記様式第1号)

- (1) 生徒本人が自分で記入をしてください。
- (2) 連帯保証人は、2人を立てる必要があります。誓約書の連帯保証人と同じ人です。
- (3) 「栃木県高等学校等修学資金貸与申請書の記入例」(P5～6)を参照してください。
- (4) 2ページの第1の5(2)「世帯の総収入等を証明する書類等」を添付してください。

#### 2 「栃木県高等学校等修学資金継続貸与申請書」(規則別記様式第3号)

前項1の「栃木県高等学校等修学資金貸与申請書」に準じて作成してください。

#### 3 「誓約書」(規則別記様式第2号)

- (1) 生徒本人及び連帯保証人が、自分で記入・押印(連帯保証人は実印を押印)をしてください。
- (2) 連帯保証人は必ず2人を立ててください。
- (3) 連帯保証人はそれぞれ独立の生計を営む成人でなければなりません。  
未成年である場合は連帯保証人のうち1人は法定代理人(父、母、養育者等)になります。  
ただし、同一生計の両親が共に連帯保証人になることはできません。

(4) 連帯保証人2人の印鑑登録証明書（各1通）を添付してください。

(5) 継続申請の場合は提出する必要はありません。

**4 「承諾書」(要綱別記様式3)** 生徒本人が自分で署名してください。

**5 「口座振替依頼書」(要綱別記様式4)** 口座は生徒本人の名義です。

**6 申請書等の用紙** この冊子の最後にありますので、外して使用してください。  
なお、マイナンバー活用を希望する方は、学校の担当の先生に用紙をもらってください。

規則別記様式第1号 「栃木県高等学校等修学資金貸与申請書」の記入例

(表面)

栃木県高等学校等修学資金貸与申請書 令和7年6月4日 栃木県知事 福田 富一様 栃木県高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、次の記載事項に相違ありません。						
ふりがな	とちぎ たろう		性別	郵便番号	320-8501	
本人氏名	栃木 太郎		男	住所	宇都宮市塙田1-1-20	
生年月日	平成21年5月10日生		女	電話番号	028-623-3354	
学校名	栃木県立 宇都宮〇〇高等学校 〇〇科 (全日制 課程 1年(年次) A組) (令和7年 4月入学)					
連帯保証人	氏名	栃木 一郎		郵便番号	320-8501	
	氏名	埼玉 次郎		住所	宇都宮市塙田1-1-20	
世帯の状況	続柄	氏名	年齢	所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入・売上金額 (税込) (円)	所得金額 (税込) (円)
	本人	栃木 太郎	16	(高等学校1年)	0 (ア)	0 (ア)
	父	栃木 一郎	48	事業収入	10,000,000 (イ)	2,500,000 (ウ)
	母	栃木 花子	45	パート給与	500,000 (エ)	0 (オ)
	妹	栃木 和代	10	(小学校4年)	0	0
	祖母	栃木 貞子	69	年金	800,000 (カ)	0 (キ)
	合計	5人			11,300,000	2,500,000 (ク)
併願状況	※併願しているものの□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金 <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金 <input type="checkbox"/> 財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金 <input type="checkbox"/> 栃木県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費 (他の都道府県が貸与する類似の資金を含む。) <input type="checkbox"/> その他 ( )					

(記入上の注意)

- 世帯の状況：同一生計を営む者全員分を記入
- 年齢：令和7(2025)年4月1日現在
- 所得の種類：「給与」「事業収入」「農業収入」「年金」「その他(具体的に)」「無職無収入」等
- 給与所得者：前年分「源泉徴収票」の給与・賞与の支払金額欄の額(エ)、給与所得控除後の額(オ)  
○年金所得者：「本年度分課税証明書」の年金収入額(カ)、年金所得額(キ)  
○給与・年金以外の所得がある場合：前年分所得税「確定申告書」(控)の収入金額等の欄の合計額(イ)、所得金額の欄の合計額(ウ)

※マイナンバー活用申出書(要綱別記様式2)を提出することにより市町村発行の課税証明書に代えることができます。

- 本人に収入のある場合 (ア)
- 併願状況のその他の欄：市町村等の奨学資金等に採用されているとき又は申請書を提出しているときは、その旨を記入

(裏面)

家 庭 事 情	修学資金の貸与を希望するに至った家庭の事情や、その特に説明を要することを記入してください。
	例1) 両親で飲食店を経営しているが、収入が少なく、生活が困難なため。
	例2) 母子家庭だが、母が病気で定期的に通院しており、それに伴い収入が不安定であるため。
	例3) 父が失業中で収入は母のパートのみ。また、兄も高校在学中で学費等に多くの出費を要するため。
※該当するものの□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく生活保護を受けている。 <input type="checkbox"/> 地方税法第 295 条第 1 項の規定により市町村民税が非課税とされた。 <input type="checkbox"/> 地方税法第 323 条第 1 項の規定により市町村民税が減免された。	

(記入上の注意)

- 1 家庭の事情の欄も必ず記入してください。  
特に、同一世帯に障害者がいる場合は、その旨を記入してください。

別表1

令和7(2025)年度 栃木県高等学校等修学資金に係る収入基準額表(年額)その1

単位:円

■ 居宅(第1類)

※ 世帯員全員について個人別に算出

年齢	世帯の住所地コード			
	2-1	2-2	3-1	3-2
0 ~ 2	497,520	476,160	470,760	444,000
3 ~ 5	497,520	476,160	470,760	444,000
6 ~ 11	518,400	496,200	490,560	462,720
12 ~ 17	549,840	526,200	520,320	490,800
18 ~ 19	523,680	501,120	495,480	467,400
20 ~ 40	523,680	501,120	495,480	467,400
41 ~ 59	523,680	501,120	495,480	467,400
60 ~ 64	523,680	501,120	495,480	467,400
65 ~ 69	518,400	496,200	490,560	462,720
70 ~ 74	518,400	496,200	490,560	462,720
75 ~	445,200	426,000	421,200	397,320

■ 教育扶助

※ 小中学校就学児童全員について個人別に算出

区分	世帯の住所地コード			
	2-1	2-2	3-1	3-2
小学校	40,800			
中学校	63,600			

■ 住宅扶助

※ 世帯単位で算出

区分	世帯の住所地コード			
	2-1	2-2	3-1	3-2
全世界帯	156,000		96,000	

■ その他加算

※ 障害加算は個人別に加算

区分	世帯の住所地コード			
	2-1	2-2	3-1	3-2
母子(注)	子 1人	208,800		193,200
	子 2人	261,600		242,400
	子 3人	294,000		272,400
	4人以上1人増す毎に加える額	32,400		30,000
障害	障害程度等級表1級、2級又は 国民年金法施行令別表1級該当	299,280		276,720
	障害程度等級表3級又は 国民年金法施行令別表2級該当	199,440		184,560

(注) 母子加算対象には18歳到達後最初の3月31日までの子ども(障害を有する場合は20歳未満)を養育している母子世帯、父子世帯及び両親が共に亡くなっていて祖父母などが子を養育している世帯を含みます。

■ 居宅(第2類)のうち基準額

※ 世帯単位で算出

世帯人数	世帯の住所地コード			
	2-1	2-2	3-1	3-2
1	333,480	333,480	333,480	333,480
2	456,720	456,720	456,720	456,720
3	536,760	536,760	536,760	536,760
4	586,800	586,800	586,800	586,800
5	590,160	590,160	590,160	590,160
6	667,800	667,800	667,800	667,800
7	707,040	707,040	707,040	707,040
8	742,920	742,920	742,920	742,920
9	776,040	776,040	776,040	776,040
10 ~	1人増すごとに 33,120 円を加算		1人増すごとに 33,120 円を加算	

■ 居宅(第2類)のうち冬季加算

※ 世帯単位で算出

世帯人数	世帯の住所地コード			
	2-1	2-2	3-1	3-2
1	23,150	23,150	23,150	23,150
2	32,900	32,900	32,900	32,900
3	37,350	37,350	37,350	37,350
4	40,350	40,350	40,350	40,350
5	41,500	41,500	41,500	41,500
6	44,100	44,100	44,100	44,100
7	46,000	46,000	46,000	46,000
8	47,450	47,450	47,450	47,450
9	48,950	48,950	48,950	48,950
10 ~	1人増すごとに 1,550 円を加算		1人増すごとに 1,550 円を加算	

■ 申請者の属する世帯の住所(市町村)の住所地コード

住所地コード	申請者の属する世帯の住所(市町村)名
2-1	宇都宮市
2-2	足利市
3-1	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、 矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、壬生町
3-2	さくら市及び那須烏山市並びに上記以外の町

## 令和7(2025)年度 栃木県高等学校等修学資金に係る収入基準額表(年額) その2

単位:円

## ■ 基礎控除

収入月額		2-1、2-2		3-1、3-2	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
0	8,000	0~67,200	0~67,200	0~67,200	0~67,200
8,001	~ 8,339	67,212~70,044	67,200	67,212~70,044	67,200
8,340	~ 11,999	70,080	67,200	70,080	67,200
12,000	~ 15,999	75,840	67,200	75,840	67,200
16,000	~ 19,999	81,600	69,360	81,600	69,360
20,000	~ 23,999	87,480	74,400	87,480	74,400
24,000	~ 27,999	93,240	79,320	93,240	79,320
28,000	~ 31,999	99,000	84,120	99,000	84,120
32,000	~ 35,999	104,760	89,040	104,760	89,040
36,000	~ 39,999	110,520	93,960	110,520	93,960
40,000	~ 43,999	116,400	98,880	116,400	98,880
44,000	~ 47,999	122,160	103,800	122,160	103,800
48,000	~ 51,999	127,800	108,720	127,800	108,720
52,000	~ 55,999	133,680	113,520	133,680	113,520
56,000	~ 59,999	139,440	118,560	139,440	118,560
60,000	~ 63,999	145,200	123,480	145,200	123,480
64,000	~ 67,999	151,080	128,400	151,080	128,400
68,000	~ 71,999	156,720	133,200	156,720	133,200
72,000	~ 75,999	162,600	138,240	162,600	138,240
76,000	~ 79,999	168,360	143,040	168,360	143,040
80,000	~ 83,999	174,120	147,960	174,120	147,960
84,000	~ 87,999	179,880	153,000	179,880	153,000
88,000	~ 91,999	185,640	157,800	185,640	157,800
92,000	~ 95,999	189,600	161,160	189,600	161,160
96,000	~ 99,999	192,720	163,800	192,720	163,800
100,000	~ 103,999	195,000	165,840	195,000	165,840
104,000	~ 107,999	197,520	167,880	197,520	167,880
108,000	~ 111,999	199,920	169,920	199,920	169,920
112,000	~ 115,999	202,320	171,960	202,320	171,960
116,000	~ 119,999	204,720	174,000	204,720	174,000
120,000	~ 123,999	207,120	176,040	207,120	176,040
124,000	~ 127,999	209,520	178,080	209,520	178,080
128,000	~ 131,999	211,920	180,240	211,920	180,240
132,000	~ 135,999	214,320	182,160	214,320	182,160
136,000	~ 139,999	216,720	184,200	216,720	184,200
140,000	~ 143,999	219,120	186,360	219,120	186,360
144,000	~ 147,999	221,520	188,280	221,520	188,280
148,000	~ 151,999	223,920	190,320	223,920	190,320
152,000	~ 155,999	226,440	192,480	224,040	190,440
156,000	~ 159,999	229,200	194,760	224,040	190,440
160,000	~ 163,999	231,480	196,680	224,040	190,440
164,000	~ 167,999	234,240	199,200	224,040	190,440
168,000	~ 171,999	235,920	200,640	224,040	190,440
172,000	~ 175,999	238,440	202,560	224,040	190,440
176,000	~ 179,999	241,560	205,320	224,040	190,440
180,000	~ 183,999	243,240	206,760	224,040	190,440
184,000	~ 187,999	245,640	208,800	224,040	190,440
188,000	~ 191,999	248,040	210,840	224,040	190,440
192,000	~ 195,999	248,520	211,320	224,040	190,440
196,000	~ 199,999	248,520	211,320	224,040	190,440
200,000	~ 203,999	248,520	211,320	224,040	190,440
204,000	~ 207,999	248,520	211,320	224,040	190,440
208,000	~ 211,999	248,520	211,320	224,040	190,440
212,000	~ 215,999	248,520	211,320	224,040	190,440
216,000	~ 219,999	248,520	211,320	224,040	190,440
220,000	~ 223,999	248,520	211,320	224,040	190,440
224,000	~ 227,999	248,520	211,320	224,040	190,440
228,000	~ 231,999	248,520	211,320	224,040	190,440
232,000	~	248,520	211,320	224,040	190,440

・収入(勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入)を得ている者について個人別に算出

・世帯員のうち2人以上就労している場合は収入額の最も多い者は1人目の欄を、その他の者は2人目以降の欄を適用

## 令和7(2025)年度 高等学校修学資金に係る標準世帯の収入基準額

この表は世帯人数別の標準的な収入基準額です。実際には年齢や個人の収入額等に応じて異なります。正確には「収入額・収入基準額調書」を作成してみてください。

		世帯の住所地在2-1(宇都宮市)の場合								世帯の住所地在2-2(足利市)の場合							
		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	8人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	
居宅(第1類)	本人	549,840	549,840	549,840	549,840	549,840	549,840	549,840	549,840	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200	
	父	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	501,120	501,120	501,120	501,120	501,120	501,120	501,120	
	母	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	523,680	501,120	501,120	501,120	501,120	501,120	501,120	501,120	
	中学生		549,840	549,840	549,840	549,840	549,840	549,840	549,840			526,200	526,200	526,200	526,200	526,200	
	小学生			518,400	518,400	518,400	518,400	518,400	518,400				496,200	496,200	496,200	496,200	
	小学生				518,400	518,400	518,400	518,400	518,400					496,200	496,200	496,200	
居宅(第2類)	基準額	456,720	536,760	586,800	590,160	667,800	707,040	742,920	742,920	456,720	536,760	586,800	590,160	667,800	707,040	742,920	
	冬季加算	32,900	37,350	40,350	41,500	44,100	46,000	47,450	47,450	32,900	37,350	40,350	41,500	44,100	46,000	47,450	
教育扶助	小学校				40,800	81,600	81,600	81,600	81,600				40,800	81,600	81,600	81,600	
	中学校				63,600	63,600	63,600	63,600	63,600				63,600	63,600	63,600	63,600	
住宅扶助	基礎控除	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	
	その他加算	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	248,520	
合計(収入基準額)	母子	208,800								208,800							
	A	2,176,460	2,575,830	3,242,310	3,806,020	4,445,460	5,005,000	5,560,730	5,560,730	2,130,260	2,507,070	3,149,910	3,691,420	4,308,660	4,846,000	5,379,530	
A x 1.5 (収入ベース)		3,264,690	3,863,745	4,863,465	5,709,030	6,668,190	7,507,500	8,341,095	8,341,095	3,195,390	3,760,605	4,724,865	5,537,130	6,462,990	7,269,000	8,069,295	

単位:円

		世帯の住所地在3-1の場合								世帯の住所地在3-2の場合							
		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	8人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	
居宅(第1類)	本人	520,320	520,320	520,320	520,320	520,320	520,320	520,320	520,320	490,800	490,800	490,800	490,800	490,800	490,800	490,800	
	父	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	467,400	467,400	467,400	467,400	467,400	467,400	467,400	
	母	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	495,480	467,400	467,400	467,400	467,400	467,400	467,400	467,400	
	中学生		520,320	520,320	520,320	520,320	520,320	520,320	520,320			490,800	490,800	490,800	490,800	490,800	
	小学生			490,560	490,560	490,560	490,560	490,560	490,560			462,720	462,720	462,720	462,720	462,720	
	小学生				490,560	490,560	490,560	490,560	490,560				462,720	462,720	462,720	462,720	
居宅(第2類)	基準額	456,720	536,760	586,800	590,160	667,800	707,040	742,920	742,920	456,720	536,760	586,800	590,160	667,800	707,040	742,920	
	冬季加算	32,900	37,350	40,350	41,500	44,100	46,000	47,450	47,450	32,900	37,350	40,350	41,500	44,100	46,000	47,450	
教育扶助	小学校				40,800	81,600	81,600	81,600	81,600				40,800	81,600	81,600	81,600	
	中学校				63,600	63,600	63,600	63,600	63,600				63,600	63,600	63,600	63,600	
住宅扶助	基礎控除	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	
	その他加算	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	224,040	
合計(収入基準額)	母子	193,200								193,200							
	A	2,018,660	2,405,430	3,042,390	3,578,260	4,189,860	4,721,560	5,249,450	5,249,450	1,961,060	2,319,750	2,927,190	3,435,220	4,018,980	4,522,840	5,022,890	
A x 1.5 (収入ベース)		3,027,990	3,608,145	4,563,585	5,367,390	6,284,790	7,082,340	7,874,175	7,874,175	2,941,590	3,479,625	4,390,785	5,152,830	6,028,470	6,784,260	7,534,335	

給与所得のみの世帯  
 「A x 1.5」(収入ベース)の額を超える収入がある世帯に属する人は、貸与の対象にはなりません。  
 給与所得以外の収入が含まれる世帯  
 「A x 1.5」(収入ベース)の額を要綱別記様式「栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調書」の「年間収入基準額を所得ベースに換算する計算表」により所得ベースに換算してください。  
 「A x 1.5」(所得ベース)の額を超える所得がある世帯に属する人は、貸与の対象にはなりません。



**記入例 2 5人世帯(本人15歳、父48歳、母45歳、妹10歳、祖母69歳)・収入:父の事業収入1,000万円(所得250万円)、母の給与収入50万円(所得0円)、祖母の年金収入80万円の場**

要綱 別記様式1

**栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調査**

本人氏名 栃木 太郎	住所 宇都宮市〇〇〇〇2-2-2	学校名 栃木県立〇〇高等学校	課程(全・定・通・専) 全日制	科名 普通科	学年 1	※1住所コード 2-1	宇都宮市の住所地コード	
							宇都宮市	住所地コード
※2 世帯の状況(令和(2025)年4月1日現在)		※4 年間収入額		※5 年間収入		基礎控除		
続柄	氏名	年齢※3 (就学者は学校の種類)	所得の種類	所得金額	収入金額	所得金額	基礎控除	基礎控除
本人	栃木 太郎	15 (高等学校1年)		円	円	円	円	円
父	栃木 一郎	48 事業収入		10,000,000	2,500,000	2,500,000	248,520	248,520
母	栃木 花子	45 給与		500,000	0	0	98,880	98,880
妹	栃木 和代	10 (小学校4年)		800,000	0	0	40,800	40,800
祖母	栃木 貞子	69 年金					128,400	128,400
合計	5人			A 11,300,000	B 2,500,000	2,634,000	590,160	41,500
							40,800	0
							156,000	475,800

年収を12月で除した金額が833,333円  
232,000円以上、世帯内で最も多い収入  
なので基礎控除は248,520円

年収を12月で除した金額が41,666円  
40,000~43,999円、世帯内で2番目以降  
に多い収入なので基礎控除は98,880円

年収を12月で除した金額が66,666円  
64,000~67,999円、世帯内で2番目以降  
に多い収入なので基礎控除は128,400円

氏名	年間収入基準額(つづき)		計
	その他加算	障害者	
	円	円	円
合計	0	0	C 3,938,260

■ 年間収入基準額を所得ベースに換算するための計算表

年間収入基準額(C)	左の所得ベース(D)
~ 550,999 円	0 円
551,000 円 ~ 1,618,999 円	C-550,000 円
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	C÷4 E×2.4+100,000 円
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円	E×2.8-80,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	E×3.2-440,000 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	E C×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円 ~	C-1,950,000 円

世帯の収入が給与所得のみの場合

年間収入金額(A)	年間所得金額(B)
	2,500,000
年間収入基準額(C)	年間収入基準額(所得ベース)(D)
	2,702,400
年間収入基準額に対する年間収入額の割合(A/C)	年間収入基準額に対する年間収入額の割合(B/D)
	0.93

給与所得以外が含まれるため、所得ベースに換算  
3,928,660÷4=982,165→982,000(千円未満端数切り捨て)  
954,000×3.2-440,000=2,702,400円

1.5以下なので申請資格あり

栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調査

本人氏名	住所	学校名	課程(全・定・通・専)	科名	学年	※1住所コード	
※2 世帯の状況(令和7(2025)年4月1日現在)	※3 年齢	※4 年間収入額	※5 居宅(第1類)	年間収入額	教育扶助	基礎控除	
続柄	氏名	収入金額	所得金額	所得金額	小学校	中学校	住宅扶助
		円	円	円	円	円	円
合計	人	A	B	円	円	円	円

氏名	年間収入基準額(つづき)		計
	その他加算	障害者	
		円	
合計	円	C	円

■年間収入基準額を所得ベースに換算するための計算表

年間収入基準額(C)	左の所得ベース(D)
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	C-550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	C÷4
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	E×2.4+100,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(千円未満の端数切捨て) E×2.8-80,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	E×3.2-440,000 円
8,500,000 円 ～	C×0.9-1,100,000 円
	C-1,950,000 円

世帯の総収入が給与所得のみの場合	※6 世帯の総収入に給与所得以外の収入が含まれる場合
年間収入金額(A)	年間所得金額(B)
年間収入基準額(C)	年間収入基準額(所得ベース)(D)
年間収入基準額に対する年間収入額の割合(A/C)	年間収入基準額に対する年間収入額の割合(B/D)

小数点第3位を四捨五入すること。  
貸与の対象は、1.5以内

## 要綱別記様式1「栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調査」の記入上の注意

※1 住所地コードは、「栃木県高等学校等修学資金に係る収入額基準表」(P14)に基づき記入してください。

住所地コード	申請者の属する世帯の住所(市町村)名
2-1	宇都宮市
2-2	足利市
3-1	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、壬生町
3-2	さくら市及び那須烏山市並びに上記以外の町

※2 世帯の状況は、申請書に基づき、同一生計世帯の世帯員全員分について記入してください。なお、年齢は令和7(2025)年4月1日現在で記入してく

※3 所得の種類は、収入がある者(就学者を含む)全員分について、「給与」、「事業収入(農業収入を含む)」、「年金」、「その他(具体的に)」、「無職無  
いづれかを記入してください。

※4 年間収入金額は、就学者、無職無収入者以外全員分を次のとおり記入してください。

区 分	収 入 金 額	所 得 金 額
給与所得者	前年分源泉徴収票の支払総額	前年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額
給与所得以外の収入がある者	前年分確定申告書(控)の収入金額	前年分確定申告書(控)の所得金額

※5 年間収入基準額は、世帯員全員分について、各区分毎に「栃木県高等学校等修学資金に係る収入基準額表」(P14~15)に基づき記入してください  
ただし、居宅(第2類)及び住宅扶助については、世帯総額として合計欄に記入してください。

※6 世帯の収入に給与所得以外の収入(事業収入や年金等)が含まれる場合には「年間収入基準額に対する年間収入額の割合」を算定する際、その  
「年間収入基準額(C)」を様式内の「年間収入基準額を所得ベースに換算する計算表」により、所得ベース(D)に換算してください。

# 申請書等用紙



別記様式第1号（第5条関係）  
（表面）

栃木県高等学校等修学資金貸与申請書						
				年 月 日		
栃木県知事				様		
栃木県高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、次の記載事項に相違ありません。						
ふりがな				郵便番号 住 所		
本人氏名				電話番号		
生年月日 年 月 日生				自宅外月額を 希望する・希望しない		
学校名		立 学校		科 ( 課程 年 (年次) 組)		( 年 月入学)
連 帯 保 証 人	氏 名			郵便番号 住 所		
				電話番号		
連 帯 保 証 人	氏 名			郵便番号 住 所		
				電話番号		
世 帯 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入・売上金額 (税込) (円)	所得金額 (税込) (円)
	合計					
併 願 状 況	※併願しているものの□の中にレ印を記入してください。					
	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金					
	<input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金					
	<input type="checkbox"/> 財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金					
	<input type="checkbox"/> 栃木県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費（他の都道府県が貸与する類似の資金を含む。）					
	<input type="checkbox"/> その他 ( )					

(裏面)

家 庭 事 情	修学資金の貸与を希望するに至った家庭の事情や、その特に説明を要することを記入してください。
	-----
	-----
	-----
	-----
<p>※該当するものの□の中にレ印を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく生活保護を受けている。</li><li><input type="checkbox"/> 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた。</li><li><input type="checkbox"/> 地方税法第323条第1項の規定により市町村民税が減免された。</li></ul>	

(注) 継続して申請する方は、別記様式第3号を使用してください。

誓 約 書

私は、栃木県高等学校等修学資金貸与条例（以下「条例」という。）に基づき、修学資金の貸与を受けた上は、高等学校等の生徒として本分を尽くして修学するとともに、次のことを遵守します。

- 1 条例第7条に該当することとなった場合は必ず年賦、半年賦又は月賦の方法で返還すること。
- 2 条例及び栃木県高等学校修学資金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定を遵守すること。  
なお、条例又は規則に違反した場合には、返還期限にかかわらず、既に貸与を受けた修学資金に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。

上記のとおり、連帯保証人と連署して誓約いたします。

年 月 日

栃木県知事 様

申 請 者 住 所  
氏 名

印

貸与された修学資金の返還については、連帯して保証いたします。

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
生 年 月 日  
電 話 番 号  
申請者との関係

年 月 日（ 歳）

印

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
生 年 月 日  
電 話 番 号  
申請者との関係

年 月 日（ 歳）

印

要綱別記様式3

承 諾 書

私は、貴職が栃木県高等学校等修学資金貸与条例第2条第4号の規定に基づく貸与資格を確認するため、私の下記資金の貸与状況について、所管の行政機関又は団体に確認することを承諾します。

記

- 1 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金
- 3 財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金
- 4 栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費（他の都道府県が貸与する類似の資金を含む。）

年 月 日

栃木県知事

様

申請者 住 所

氏 名

別記様式 4

口座振替依頼書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

栃木県高等学校等修学資金を私本人の下記口座に振り込んでください。

記

金融機関名	銀行 金庫 組合
店舗名	支店 支社 出張所
預金種類 (該当番号を○で囲む)	1 普通 2 当座 3 その他 ( )
口座番号 (右詰め記入)	
口座名義人 <カナ> (通帳のカナ名義を確認して記入)	

※ ゆうちょ銀行の利用を希望する場合は、必ず「振込用 店舗名・口座番号」を記入してください。

なお、郵便局で貯金通帳に振込用【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】を印字してくれます。



別記様式第3号 (第5条関係)  
(表面)

栃木県高等学校等修学資金継続貸与申請書						
				年 月 日		
栃木県知事				様		
栃木県高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、次の記載事項に相違ありません。						
ふりがな				郵便番号 住 所		
本人氏名				電話番号		
生年月日 年 月 日生				自宅外月額を 希望する・希望しない		
学校名		立 学校		科 ( 課程 年(年次) 組)		( 年 月入学)
連 帯 保 証 人	氏 名			郵便番号 住 所		
				電話番号		
連 帯 保 証 人	氏 名			郵便番号 住 所		
				電話番号		
世 帯 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入・売上金額 (税込) (円)	所得金額 (税込) (円)
	合計					
併 願 状 況	※併願しているものの□の中にレ印を記入してください。					
	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金					
	<input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金					
	<input type="checkbox"/> 財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金					
	<input type="checkbox"/> 栃木県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費 (他の都道府県が貸与する類似の資金を含む。)					
	<input type="checkbox"/> その他 ( )					

(裏面)

家 庭 事 情	修学資金の貸与を希望するに至った家庭の事情や、その特に説明を要することを記入してください。
	-----
	-----
	-----
	-----
<p>※該当するものの□の中にレ印を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく生活保護を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方税法第323条第1項の規定により市町村民税が減免された。</p>	

(注) 新規に申請する方は、別記様式第1号を使用してください。

## 高等学校等修学資金貸与申請に係る提出書類一覧

番号	書類名	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯(※1)	市町村民税減免世帯(※1)	その他の世帯
1	貸与申請書 (新規申請者→第1号様式、 継続申請者→第3号様式)	◎	◎	◎	◎
2	誓約書 連帯保証人は実印押印 (継続申請者は提出不要)	◎	◎	◎	◎
3	承諾書	◎	◎	◎	◎
4	口座振替依頼書 (口座名義は生徒本人に限る。継続申請者は口座を変更する場合のみ提出)	◎	◎	◎	◎
5	生活保護決定通知書の写し	◎			
6	市町村発行の市町村民税の「本年度分課税証明書」(原本) (同一世帯員全員分必要) ※マイナンバーの活用申請により課税証明書の提出に代えることができます。		◎	◎	◎
7	今年度分の市町村民税減免決定の通知の写し			◎	
8	あわせて提出する誓約書添付書類 (連帯保証人2名)			◎	
<b>(1) 連帯保証人(2名)</b>					
	① 印鑑登録証明書(原本) 1通	◎	◎	◎	◎
9	あわせて提出する課税関係添付書類 (世帯の構成員のうち前年中に何らかの収入のあった者全員分)				
<b>(1) 前年中の所得について確定申告をしていない者 (給与収入又は年金収入のいずれかのみであった者)</b>					
	① 前年分の源泉徴収票の写し		○	○	○
<b>(2) 前年中の所得について確定申告をした者</b>					
	② 前年分の確定申告書の写し(税務署等の受付事実が確認できるもの) e-Taxで確定申告した場合は、「受信通知」を添付		○	○	○
	③ 前年分の確定申告書の写し(税務署等の受付事実が確認できないもの) ・市町村発行の所得証明書(原本) (②が提出できない場合、③の両方が必要)		○	○	○
10	障害者手帳の写し又は国民年金証書の写し (世帯構成員の中に障害者がいる場合)				△
11	保証人変更届 (継続申請者で保証人が変更となる場合のみ。新連帯保証人の印鑑登録証明書添付)	△	△	△	△

◎は全ての者、○は該当する者がいずれかを選択して必ず、△は該当する者のみが提出を要する。

※市町村民税非課税世帯とは、修学資金の貸与を申請した年度において、当該世帯の構成員の全員が市町村民税の均等割及び所得割を非課税とされている世帯、市町村民税減免世帯とは、世帯主等が市町村民税の減額又は免除の決定を受けた世帯をいう。

(注) 給与や公的年金等の支払いをする者は、毎年1月末までに(年の途中で退職した者については、退職の日以後1ヶ月以内に)源泉徴収票を作成し、給与等の支払いを受ける者に交付しなければならないこととされています。

## 高等学校等修学資金に係る課税関係提出書類 Q & A

Q1 生活保護世帯ですか？

いいえ  
はい  
→ 生活保護決定通知の写し

Q2 世帯の全員が住民税非課税世帯ですか？

いいえ  
はい  
→ 収入のある者全員の住民税の（非）課税証明書

Q3 世帯主等が住民税の減免を受けていますか？

いいえ  
はい  
→ 住民税の減免決定通知書の写し

(以下は、世帯の構成員1人ひとりについて)

Q4 前年分の所得について、確定申告書を提出しましたか？

いいえ  
はい  
書面提出  
e-Tax で提出  
→ 確定申告書の写し + 受信通知 (e-Tax から印刷)

Q5 その確定申告書の写しに受付事実 (受付日・受付者) を確認できる記載はありますか？

いいえ  
はい  
→ 確定申告書の写し  
確定申告書の写し + 所得証明書

Q6 前年中の収入は、給与収入又は公的年金収入のみでしたか？

いいえ  
はい  
→ 住民税の課税証明書 + 源泉徴収票

Q7 障害者としての認定を受けていますか？

いいえ  
はい  
→ 障害者手帳又は年金証書の写し

Q8 本来は、確定申告の義務がありませんでしたか？

いいえ  
はい  
→ 今から確定申告をした上で、その写しを提出してください (Q4へ)

住民税の課税証明書

※マイナンバーの活用申請により課税証明書の提出に代えることができます。